### ○再試験の実施に関する規程の制定について (通達)

平成2年9月10日

/佐本免第973号/佐本試第658号/

改正 平成4年12月佐本免第1257号、8年8月佐警本例規(交企)第9号 この度、道路交通法の一部を改正する法律(平成元年法律第90号)により新たに再試験が 実施されることとなった。

これに伴い、再試験の実施に関する規程を別添のとおり定めたので運用上誤りのないようにされたい。

記

## 1 制定の理由

道路交通法の一部改正により、初心運転者期間制度が新設され、初心運転者期間内に一定の違反行為を行い、自動車等を安全に運転するための技能・知識が免許取得後において定着していないおそれがあると認められる者について、初心運転者期間経過後においてもなおその技能・知識を有しているか否かを確認するための試験(以下「再試験」という。)を公安委員会が実施することとなったため、公安委員会規程を制定した。

### 2 運用上の留意事項

# (1) 再試験の通知

再試験通知は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。) 別記様式第17の2の2により行うものとするが、同様式中の「再試験を行う理由」欄の 記載要領は、別表第1のとおりとする。

#### (2) 試験移送通知書の送付

試験移送通知は、規則別記様式第17の4により行い、同様式中の「再試験を行う理由」 欄の記載要領は、別表第1のとおりとする。

### (3) 再試験申込書の受理等

## ア 一般受験者との区別

従来からの免許試験及び再試験の申請受理に当っては、受験者が誤った試験を受験 しないよう、窓口等での確認、教示等を徹底し、無用の混乱をまねかないように配意 すること。

#### イ 記載内容等の確認

再試験申込書の受理に当っては、再試験通知書及び免許証等の記載内容並びに顔写真等を確認し、不正受験の防止に努めること。

# ウ 「やむを得ない理由」のあることを証するに足る書類

再試験の通知を受けた者で、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。) 法第100条の2第5項の政令で定める「やむを得ない理由」のある者については、これを証明する書類を添付することとし、その書類としては、

- (ア) パスポート(海外旅行の場合)
- (イ) 医師の診断書(病気又は負傷の場合)
- (ウ) 在監証明書(法令の規定による身体の自由の拘束の場合)

があるが、これらの書類は、特に公的機関の証明書による必要はなく、また、免許の 効力が停止されていたことの確認や公的機関への電話照会等により容易にその事実 が確認できた場合は、必ずしも「やむを得ない理由」にかかる書類の提出がなくても 申込みを受理すること。ただし、この場合においては、その確認手段について、報告 書等により経緯等を明らかにしておくこと。

### (4) 再試験の内容等

#### ア 学科再試験

「学科試験の出題範囲及び出題基準等の改正について」(昭和63年12月28日付け警察庁丁運発第167号)により示された基準に準じて実施すること。

### イ 技能再試験

「運転免許技能試験実施基準の制定について」(昭和52年9月29日付け警察庁丙運発第13号)及び自動車運転免許技能試験の実施に関する規程(平成6年佐賀県公安委員会規程第2号)により示された基準に準じて実施すること。

#### (5) 再試験不合格者に対する措置

ア 再試験不合格者に対する併記免許の取扱い

併記免許を保有している者については、運転免許証の免許年月日欄に再試験不合格 に係る免許以外の免許の年月日を記載し、有効期間については返納に係る運転免許証 と同一に記載して新たに運転免許証を作成し交付する。

### イ 再試験不合格者の併記免許を即日交付できない場合の措置

再試験不合格者の併記免許に係る運転免許証については、即日交付を原則とするが、 これによりがたい事情が生じたときは現に有する運転免許証に穴をあける等外観上 明白な措置を施した上で、備考欄に別表第2に掲げる内容を記載し交付するものとす る。

なお、新たに作成した運転免許証は当該運転免許証と引き換え又は郵送によりこれ

を交付するものとする。

#### (6) 意見の聴取の方法等

### ア 意見の聴取の通知

再試験を正当な理由なく受けないと認めることにより免許を取り消そうとする場合は意見の聴取を行うこととし、その通知は再試験規程第8条に定める意見の聴取通知書により行うものとする。

イ 意見の聴取を行った結果、再試験を受けないことについてやむを得ない理由が認められないものと認定し、免許の取消処分を決定したときは運転免許取消処分通知書によりこれを通知し、当該取消免許に係る運転免許証を返納させること。

## ウ 意見の聴取通知書の「処分をしようとする理由」欄の記載要領

- (ア) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)第36条(再試験の基準)に該当し、初心運転者講習を終了しないことにより再試験の対象となり、その通知を受けた者が法第100条の2第5項の規定に違反して再試験を受けないと認めるときは、別表第3の区分1に掲げる内容を記載すること。
- (イ) 令第37条の3(初心運転者講習終了者に係る再試験の基準)に該当したことにより再試験の通知を受けた者が、法第100条の2第5項の規定に違反して再試験を受けないと認めるときは、別表第3の区分2に掲げる内容を記載すること。

#### (7) 処分の移送等

再試験不受験による処分移送通知書の「処分をしようとする理由」欄の記載は別表第 3により、「備考」欄の記載は別表第4によるものとする。

# (8) 処分をした旨の通知等

## ア 処分執行の依頼

処分通知書を送付する際に併せて処分の執行を依頼するときは、被処分者に交付する運転免許取消処分書(規則別記様式第19の3の4)及び当該処分に係る「再試験に係る行政処分処理票(別記様式)並びに「違反外処分・短縮・手配登録票」(資料区分、処分登録公安委員会コード、処分年月日以外のコードを記載したもの。)の写しを添付して行うこと。

### イ 処分執行の依頼を受けた場合の措置

被処分者に対し取消処分者通知書を交付するときは、当該処分通知書の通知年月日 を記載して交付すること。

#### (9) 登録

再試験に係る免許の取消処分を決定したときは、「警察情報管理システムによる運転者管理業務の運用基準について(平成2年7月2日付け、警察庁丁情管発第429号、警察庁丁有発第49号)」の定めるところにより必要な登録を行うものとする。

# 別記様式

							再試鬄	に保	る行	政	処分	処理	票(F	尹)								
	本	籍																				
l	住	所	:															(	J,	司		番)
被	職業					勤務先							( 局			番)						
処	氏 名										生年月日		B	年 月 日生		生	性	別	男	,	女	
~	免許証番号			第		号	号 平成		年 月		日 公第		安委員会交付									
分	分免許の種類		-	_										=						仮		
			i		大	普	大 特	支	普	力	、特	原	牵		大	普	大	特	牵		大	普
者			Ŧ	重	型	通	型 種	自二	自二	型	! 種	付	引	種	型	通	型	種	引	免	型	通
	取消しに係 □ 普通 □ 大型二輪 □ 普通二輪 □ 原付																					
処分	1		道路交通法施行令第36条(再試験の基準)に該当し初心運転者講習を終了しなかったことにより再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかったため																			
理	2			※通法施行令第37条の3(初心運転者講習終了者に係る再試験の基準)に該当し、再 値知を受けて、その再試験を受けなかったため																		
由	3	再記	再試験不合格																			
	□ 初心運転者講習通知 配達(交付)年月日 年 月 日																					
□ 再試験通知 配達(交付)年月日 年 月 日																						
□ 自府県事案 □ 他府県事案																						
				年	J.		B															
			発	移	迫	\$ 5	先															
_ 処 :	分 移			年	J.	]	В															
		1	受	移	迫	\$ 5	元															

再試験に係る行政処分処理票(乙)										
* F 0	回数	通知年月日	通知方法		出	頭	の	有	無	
意見の聴取	1回 2回 3回	年 月 日	□直接 □郵	<u>\$</u>	□出頭	□不	出頭	口房	<b>近在不</b> 明	明
処分決定		取消し	□ その他(							)
処分手配 (登録)		有(年	月 日)	□ 無	Œ.					
	発	年 月 日								
処分通知		通知先								
2万	受	年 月 日								
		通知元								
処分執行	出	頭 通 知	年 月 日	出頭	[場所					
Z277 #A11	執	行	年 月 日	執行	<b>市場所</b>					
登録票	作	成 □ 有	□ 無	登 録		済		上未	済	
備考										

備考1 処分理由は、該当番号に○印を付する。

- 2 初心運転者講習通知は、当該講習を終了しなかった者のみ記入する。
- 3 登録票は「警察情報管理システムによる運転者管理業務の運用基準」の定めるところによる。

## 別表第1

# 再試験通知書の「再試験を行う理由」欄の記載要領

令第36条の理由に	違反事項( 年 月 日)により免許取得後の合計点が
よる場合	( )点に達したため
令第37条の3の理	違反事項( 年 月 日)により初心運転者講習終了後の
由による場合	点数が( )点に達したため

## 別表第2

# 運転免許証の備考欄に記載する内容

再	試	験	手	続	中
	年	月	日まて	で有効	
	年	月	日佐賀	[県公安	委員会

別表第3

# 意見の聴取通知書の「処分をしようとする理由」欄の記載要領

区 分	記 載 要 領
1	道路交通法施行令第36条(再試験の基準)に該当し、初心運転者講習を終了しなかったことにより再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかったため
2	道路交通法施行令第37条の3(初心運転者講習終了者に係る再試験の基準)に該当し、再試験の通知を受けて、その再試験を受けなかったため

### 別表第4

処分移送通知書の備考欄の記載要領
<ul> <li>○ 再試験通知書の交付方法</li> <li>□ 直接交付</li> <li>□ 郵送による交付</li> <li>○ 添付資料</li> <li>□ 再試験通知書受領書</li> <li>□ 配達証明書</li> </ul>

別記様式

別表第1

別表第2

別表第3

別表第4